

## 行財政改革有識者会議の提言後から財源確保策決定までの経過について

### 1 財源確保策の決定内容

有識者会議 提言内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成31年度（2019年度）から5年間、これまでの3年間と同様に固定資産税の税率を0.18%引上げ、1.58%とすることが妥当であると判断した。</li> <li>また、長期的に財源不足が拡大するという財政見通しを勘案すると、平成36年度（2024年度）以降も固定資産税超過課税を継続することはやむを得ないと考えられるが、今回検討した各税目のうち、観光地を抱える全国の自治体で導入及び検討がなされており、箱根町でも導入可能と考えられる宿泊税についても検討を速やかに始め、平成36年度以降の適切な時期に固定資産税超過課税との優劣を判断したうえで、負担のあり方を見直すべきである。</li> </ul>
決定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産税の税率は、当分の間、1.58%とする。</li> <li>町長は、平成31年度以降5年ごとに施行の状況を検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。</li> </ul>

### 2 提言後の経過

No.	月日	会議等名称	内 容	傍聴者 (参加者)
1	5月25日	第2回行財政改革有識者会議	提言書の受領	—
2	5月30日	第2回行財政改革推進本部会議	提言書等をもとに財源確保策案を決定	—
3	6月15日	行財政改革調査特別委員会	町から決定事項等を報告 (1) 行財政改革有識者会議の提言書について (2) 平成31年度以降の財源確保策案について (3) 財政対策に関する説明会の開催について	0
4	7月2日 ～ 7月20日	財政対策に関する説明会 《参考資料1》	9会場9回開催 これまでの行財政改革の取組状況を説明したうえで、31年度以降の財源不足額に対する対応策、さらに長期的な財源不足への対応の考え方を明示し、理解を得ることを目的に説明会を開催した。【発言数：108件】	68
5	7月6日	行財政運営を考える町民会議	平成29年11月の町民会議提言書の提出以降の町の検討結果として、財政対策に関する説明会と同様の説明を行った。【発言数：7件】	15
6	8月1日	第3回行財政改革推進本部会議	財政対策に関する説明会の結果を報告したうえで、町税条例の改正内容を決定した。	—
7	8月28日	9月定例議会（初日）	町税条例の一部改正案を上程 ⇒行財政改革調査特別委員会に付託された	3
8	9月14日	箱根温泉旅館ホテル協同組合からの意見書の受領	町長及び議長宛に意見書が提出された。 【意見書の内容】 ① 固定資産税の超過課税継続について （反対、課税期間の限定を求める） ② 町の財政対策について （いづら整備、宿泊事業への支援、労働力確保、宿泊税への意見）	—

No.	月日	会議等名称	内 容	傍聴者 (参加者)
9	9月14日	行財政改革調査特別委員会 (付託案件審査①)	1 分科会の調査・研究結果について 2 議案の審査について	0
10	9月25日	行財政改革調査特別委員会 (付託案件審査②)	1 分科会の研究結果・町への確認について 【別紙1,2】 2 委員間での自由討議について	0
11	9月26日	9月定例議会（最終日）	閉会中の継続審査申出書が提出され、異議なしで閉会中の継続審査が決定した。	0
12	10月 5日	行財政改革調査特別委員会 (付託案件審査③)	1 議案の審査について (分科会の検討状況報告・自由討議)	0
13	10月23日	行財政改革調査特別委員会 (付託案件審査④)	1 議案の審査について (町から「当分の間の考え方」、「基金残高の考え方」を説明し質疑。その後、各分科会の検討状況報告・自由討議)	0
14	11月15日	行財政改革調査特別委員会 (付託案件審査⑤)	1 議案の審査について (分科会から期間の検討結果の報告・自由討議)	0
15	11月19日	行財政改革調査特別委員会 (付託案件審査⑥)	1 議案の審査について (採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決することが決定された。)	0
16	12月 4日	12月定例議会（初日）	A 継続審査の委員長報告 ⇒ 採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定したこと。なお、6項目の意見が付記された。 【付記意見】 ① 行財政改革アクションプランの着実な遂行 ② 税収確保策の検討・実施時は、方針等を町民や関係団体への慎重な説明 ③ 使用料など受益者負担の在り方を検証し、更なる見直しの実施 ④ 売却可能な町有財産の処分、文教施設も含めたあらゆる公共施設の再編と効率的な運営の見直し ⑤ 次期機構改革時に、より効率性を高め、合理的で機能性のある組織再編 ⑥ 税収入や財政運営に係る変化等の議会説明と町民へのわかりやすい周知 B 討論実施 【別紙3】 反対討論（1名） 賛成討論（3名） C 採決（賛成12名、反対1名）の結果、議決された	3
17	12月14日	納税義務者への周知文発送 《参考資料2》	固定資産税納税義務者に超過課税の継続に関する周知を行った。（対象：約18,600人）	—

(別紙1) 議会行財政改革調査特別委員会の構成

委員会等名	役割
行財政改革調査特別委員会	町の厳しい財政状況に鑑み、町が掲げるまちづくりビジョンの具体化に必要とされる「将来に亘った維持可能な行財政基盤」の確立を図るべく、その具体的な方策について調査・研究することを目的として、平成29年12月に設置。 【構成員：全議員】
幹事会 (構成員)	分科会の取りまとめと特別委員会の方向性の確認や特別委員会の運営、分科会の調査研究に対する調整などの事務的な作業の場として機能させることを目的に設置。 【構成員：特別委員会正副委員長、議長、副議長、議会運営委員長、常任委員会委員長】
分科会	新たな税収と使用料などの改定による収入の確保、行政運営の効率化を図ることによる支出の抑制効果。行政職員の人件費削減や業務量削減の可能性、行政内の機構改革による効果と影響。公有財産の処分と公共施設の再編などの課題を綿密に検証し、財政再建の効果や町民に与えるサービスの影響について協議するため、3つの分科会を設置。

(別紙2) 行財政改革調査特別委員会（分科会）の検討結果【平成30年9月25日発表時】

○第1分科会

構成員	折橋、沖津、山田(和)、勝俣公好、稲葉委員
検討項目	①宿泊税等の検討、②使用料等の値上げ検討 ③町有財産の有効活用、④定住化対策
調査研究事項	①宿泊税、②水道料・下水道使用料・家庭ごみの有料化、③救急車の有料化、④ロードプライシングの導入、⑤別荘等所有税の導入、⑥出張所のあり方、⑦その他（国際ホテル整備法による減免措置の早期解消、生ごみ等を原料としたバイオマス発電の導入検討等の意見がでた。 また、平成31年度は固定資産税超過課税はせず、財政調整基金を取り崩し税収不足分に充て、その上で、次年度からの財源不足を解消するために取り組むとの意見も出た。
検討結果	歳入確保策を主に調査・研究を行ったが、即時性はなく、平成31年度以降の固定資産税超過課税の継続はやむを得ないだろうとの意見が多かったが、固定資産税超過課税に反対している分科会員もいることから、分科会としての最終結論は出していない。

○第2分科会

構成員	川端、山田(宣)、石川、小川委員
検討項目	①人件費の削減、②行政業務量の削減、③その他
検討結果	①人件費の削減 ⇒ 現状でもぎりぎりですべて以上の削減は難しい。 ②行政業務量 ⇒ 総務省のモデルとも一致しており、適正である。 ③その他（機構改革） ⇒ 部制廃止を考えたが、議会側から提案するのは難しい面がある。次回の機構改革の際に、より効率性を高め、合理的で機能性のある組織の編成をお願いすることとする。  調査研究事項は、即時性がないため、平成31年度以降の固定資産税の超過課税はやむを得ないだろうとの結論が出た。また、長期的な視点が必要な項目があるため、今回の議案審査に係る委員長報告の付記事項としてもらいたい。

○第3分科会

構成員	勝俣剛一、遠藤、勝俣泰彦、川口、村野委員
検討項目	①町有地の売却、 ②さくら館の有効活用(他施設の統合)土地利用の見直し(駐車場) ③森のふれあい館の効率的運営 ④少子化及び人口減少が続く中、今後の学校教育施設を含む公共施設の見直し
検討結果	<p>検討項目に関しては、積極的に検討されたい。</p> <p>適用期間については、議論の結果、当分の間では、町民に理解を得るのは難しいと考える。ごみ処理の広域化と第3号公共下水道の整備の見通しが見えてくること、長期的な財源確保のあり方などを検討するための期間として、5年間の時限を設け財政再建の見直しをしていただきたい。</p> <p>検討項目については、来年度からの実施は困難であることから、税率は、超過課税を継続し、1.58%と考える。しかし、適用期間が5年と長いことから、なるべく町民に負担が掛からないように1.58%の見直しを希望する。なお、財源は、財政調整基金の取り崩しを考える。</p>

(別紙3) 議会の反対討論、賛成討論の概要【平成30年12月4日】

区分	討論内容の概要
反対討論	<p>超過課税の当分の間実施は、町民生活に大きな影響を与え、町の定住化対策へも影響がある。今後検討する宿泊税は、入湯税との2重の負担となるため反対。</p> <p>対案：財調取崩し、国際観光ホテル整備法に基づく固定資産税不均一課税の廃止、2000万人の観光客への課税を真剣に検討すべき。</p>
賛成討論	<p>使用料の増額は、負担の項目を変えるだけで、町民に負担を求める事は一緒である。受益者負担に重きを置いた場合、低所得者の生活悪化を増大させるので行うべきではない。</p>
賛成討論	<p>3年間の検討結果を踏まえると、今回の議案は、町の安定した行財政運営には欠かせないと判断した。今後5年間で、歳入歳出の見直し、さらに、宿泊税等を十分検討・検証にあたっては、その過程等を町民、事業者、議会等に十分説明し、情報共有を図り、今後の行財政運営には、これまで以上の努力をお願いする。</p>
賛成討論	<p>超過課税の当分の間の実施は、都市計画税は課税しないという黙示的政策変更であり、まさに都市計画税の代替財源との認識を持っている。県内市町の都市計画税課税団体よりも税率は低く、本町が当分の間、都市計画税を課税せず、超過課税を行うことは理解できる。</p> <p>前回、3年間とし、この間、アクションプランの進捗が図れたことは評価したい。今後も行財政改革を間断なく図っていただきたい。</p>

### 固定資産税の超過課税

## 箱根町議会 継続条例改正案を可決

箱根町議会は12月定例会初日の4日、町の財源不足を埋めるため2016年度から3年間の時限措置として税率を引き上げている固定資産税について、税率引き上げを継続するための町税条例改正案を、賛成多数で可決した。今回の条例改正案には期限が設けられておらず、19年度以降も当分の間、超過課税が実施されることになる。

条例改正案は町が町議会9月定例会に提出。行財政改革調査特別委員会に付託されて継続審議となり、特別委員では賛成多数で原案通り可決された。

討論では4人が登壇し、反対する町議は「消費増税

も予定されており、町民にとつて二重の負担増となる。定住化対策への影響も懸念される」と主張。一方、賛成派からは「社会保障関係費は増大しており、老朽化している公共施設やインフラの維持改修には大きな費用が必要」「収入と支出のバランスは今後さらに悪化する。固定資産税の超過課税に代わる新たな税収などを検討したが、町民に負担をかけるのは同じ」との声が上がった。

採決では、議長を除く13人のうち12人が賛成した。固定資産税の超過課税を巡っては、地価下落や人口減少などに伴つて財源不足分

を賄うため、町は16年4月から税率を標準値の1.4%から1.58%に引き上げ、今年6月の町議会本会議で山口昇土町長が、19年度以降も継続する意向を示していた。

箱根温泉旅館ホテル協同組合の担当者は、超過課税の継続については「ホテルや旅館をはじめ納税者には大きな負担となる」と反対の立場を示しつつも「行政には町の基幹産業である観光により一層力を入れてもらいたい」と理解を示した。

(岩崎 千晶)

### 朝日新聞

## 固定資産税率 超過を継続へ

箱根町議会が可決

箱根町議会は4日、固定資産税の税率について、超過課税分を含む現行の1.58%で「当分の間」継続するとして条例改正案を賛成多数で可決した。来年1月1日に施行される。

現案例は、税率1.4%に上乗せする超過課税の期間を2016～18年度に限定している。しかし、町は人口減少などで町税の減収が続くとして、超過課税の当面の継続と、23年度に施行を再検討する規定を提案し、認められた。

山口昇土町長は、23年度以降の課題として、町内に宿泊する観光客らを対象に、宿泊税の導入を検討する考えも示している。

### 読売新聞

## 固定資産税1.58% 据え置き条例案可決

箱根町議会

箱根町議会は4日、固定資産税(税率1.4%)の税率を1.58%に上げていた臨時措置を当分の間続ける町税条例改正案を賛成多数で可決した。審議していた町議会の特別委員会は、行財政改革を進めても財源不足がすぐには解消せず、住民生活や観光客受け入れに支障を来すと報告していた。町は財源不足を補うため、2016年度から3年間限定で税率を0.18%上げた。最終年度の今年5月、町の有識者会議は、中長期的に財源不足が見込まれるとして、税率の継続や宿泊税の導入を検討するよう提言。町は9月定例会に、税率を上げたままにする町税条例改正案を提案したが、継続審査となっていた。

### 神奈川民報

## 超過課税の継続決まる

### 固定資産税

箱根町議会で改正案可決

箱根町議会の12月定例会が4日に開会し、改正案は、議会の執行部が上程し継続審査となっていた。固定資産税の超過課税継続に関する町税条例改正案の採決が行われ、賛成多数で可決された。

可決に伴い、同税の税率は1.58%を継続する。具体的な期限はなにも重なる支障が生じると予想され、原案通り可決という結論を出していた。

町は今後、新たな財源確保策として、宿泊

税の導入を本格的に検討していく方針も示している。

町によると、収入の減少や社会保障関係費の増加、現行の町民サービス維持のための経費増加などに伴い、財政悪化の状況が続く。中長期財政見直しでは、固定資産税の超過課税を行わなかった場合、行財政改革アクションプランによる収支改善があったとしても、来年度から2023年度までの5年間で、年平均約5億円が不足する見込みだった。

町は来年度以降の財源確保策として、固定資産税の超過課税継続を決定した。



賛成多数で固定資産税の超過課税継続が可決された(町議会定例会で)